

裁判員経験者ネットワーク会規

(平成24年6月1日制定)

第1条(目的および事業)

- 1 本会は
裁判員の貴重な体験を市民全体で共有すること、および
裁判員経験者の交流の場の設定をして、その心理的負担の軽減にも役立てることを中心目的とする。
- 2 その目的に資するため、次の事業を行う。
裁判員経験者中心の交流会の開催
裁判員の心のケアに関する提言の作成・公表
裁判員経験者の経験を一般市民に分かち合う活動
裁判員制度をより良くするための弁護士や法学研究者等を交えた研究活動
その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第2条(事務局)

本会の事務局は、当分の間、一般社団法人裁判員ネットに置くこととするが、総会の決議ないしは世話人会の決議をもって他に移転させることができる。

第3条(裁判員経験者及び補充裁判員経験者の本会への登録)

- 1 裁判員経験者及び補充裁判員経験者(以下総称して裁判員経験者らという)は本会のホームページに所定の登録手続きにより、本会に登録することができる。
- 2 登録した裁判員経験者らには裁判員経験者らの交流会の日時場所の具体的な参加申し込みの案内等を行い、登録経験者らが本会の活動参加出来るよう情報を提供する。
- 3 従前の当会ホームページには登録した裁判員経験者らは年間1000円の年会費を本会に支払うこととされていたが、本会規によりこれを無料と改定する。なお、既に本会に支払われた登録に伴う年会費は、賛助金として扱い、返還しない。
- 4 本条により登録した裁判員経験者らも希望により、第5条に従い本会の会員になることができる。

第4条(よびかけ人)

本会の設立の趣旨目的に賛同して設立時およびその後これまで本会の活動への支援を表明している方々は、よびかけ人として現時点で当会ホームページに掲載の方々(裁判員経験者有志、支援市民団体、後援弁護士、協力研究者)であり、今後の変更は、同ホームページに適宜掲載する。

第5条(会員、会費及び賛助金)

- 1 本会の目的に賛同する者(第3条により登録した裁判員経験者らも含む)は世話人会の承認を得て、本会の会員になることができる。
- 2 会員は3000円の年会費を、毎年4月末日までに、当会に支払うこととする。
- 3 会員、登録した裁判員経験者らおよび本会の目的、事業に賛同するものは任意の賛助金を支払うことができる。賛助金は本会で管理し、総会に報告する。

第6条(除名および登録の抹消)

- 1 会員に本会の信用を失墜させる言動をなし、ないしは当会の目的に反する活動をする等の事情があるときは、会員の3分の2以上の賛成ないし世話人会の全員一致で当該会員の除名を決議できる。
- 2 登録経験者らに同様の事情が発生した場合には、当該登録経験者らの見解を徴したうえで、世話人会の全員一致により当該経験者らの登録を抹消することができる。

第7条(脱会ないし登録の抹消)

- 1 会員は、世話人に届け出て、いつでも本会を脱退することができる。この場合、既に支払った会費および賛助金は返還しない。
- 2 登録経験者らは、世話人に届け出て、いつでも本会への登録の抹消を請求することができる。この場合、世話人は、速やかに同登録の抹消をするものとする。また、当該登録経験者らが当会に支払った賛助金は、返還しない。

第8条(総会)

- 1 本会の総会は全会員で組織する。
- 2 代表世話人は毎年4月に定例総会を招集しなければならない。また必要が有るときは臨時総会を招集することができる。
- 3 会員の3分の1以上の者が議題を定めて臨時総会の開催を求めたときは、代表世話人は速やかに臨時総会を開催しなければならない。
- 4 総会の議長は代表世話人が務める。
- 5 総会は、本会規の変更、役員を選任、解任、予算、決算、その他世話人会が必要と認めた事項を審議する。
- 6 総会の決議は会員の3分の1が出席し、出席した会員の過半数で決する。ただし役員解任は、会員の3分の2の賛成を要する。ただし、会費未納の会員は、議決権を有さない。

第9条(役員および世話人会)

- 1 当会の役員は、世話人および監事とする。
- 2 世話人は、当会の運営に当たる。その定員は、3名以上10名以内とし、その任期は2年とする。
- 3 監事は、当会の会計の監査を行い、総会に報告をする。その定員は1名以上3名以内とし、その任期は2年とする。
- 4 世話人は世話人会を構成し、互選により、代表世話人1名または3名を選任する。
- 5 世話人会および複数の代表世話人間の決定は、多数決による。
- 6 世話人会は、総会の決議事項以外の本会の運営に関する事項を決定する。ただし、緊急の場合は、代表世話人がこれを決定し、事後に世話人会の承認を受けることができる。
- 7 役員を選任は総会で行うが、本会規制定時の世話人は下記7名、また監事は下記1名とし、その各任期は平成25年度の定例総会終了時までとする。

世話人:伊藤秀行、市民の裁判員制度めざす会、名古屋

大城聡、弁護士、東京

坂上暢幸、裁判員ネット、東京

新倉修、青山学院大学法科大学院教授、東京

西村寛子、朝日カウンセリング研究会、臨床心理士、東京

濱田邦夫、弁護士、東京

牧野茂、弁護士、東京

監事: 仲田信範, 弁護士, 東京

第10条(会計年度)

毎年4月1日から翌年3月31日までを会計年度とする。

附則:本会規は、平成24年5月1日から適用する。